

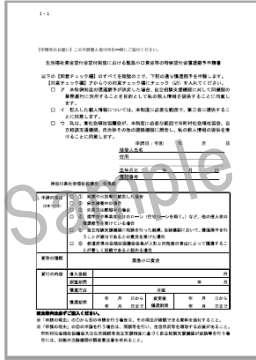
# 特例貸付 償還しょうかん(お金を返すこと:返済)のお手続きについて

以下の場合には同封の書類に消えないペンでご記入のうえ、必要書類を添付して郵送にてご提出ください。

## 償還(お金を返すこと:返済)が難しい場合

**\*原則1年間の猶予(返済の期限をのぼす)の申請が可能です。**

※申請理由が①～④の方のみ



① 償還猶予申請書  
(資金ごとに申請)



② 償還猶予申請書  
送付前チェックリスト  
(送付状の裏面)

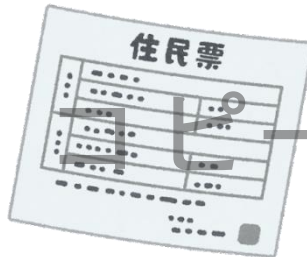


③ 申請理由の根拠となる書類  
(詳細は②のチェックリストへ)

## 住所や氏名を変更した場合



① 住所・氏名等変更届



② 転居した場合:住民票(世帯全員、発行日より3ヶ月以内)  
改姓した場合:印鑑登録証明書

## 償還(お金を返すこと:返済)の方法

原則あなた(借りた本人)の銀行口座から引き落とし(口座振替)となります。

\*貸付申込時にご提出いただいた口座は送金先の口座(振込口座)となりますので、引き落とし用の口座(振替口座)のご登録が必要です。

\*免除や猶予の申請をしている方、申請予定の方は結果の通知が届くまではお手続きをせずお待ちください。

\*1度のご登録で借り入れされているすべての資金が引き落としとなるように設定いたします。

\*すでに緊急小口資金や総合支援資金(初回・延長貸付分)を引き落としで償還されている方につきましては、同じ口座から引き落としになるよう本会にて設定いたしますのでお手続きは不要です。

\*引き落としを停止したい場合や振替口座を変更したい場合、早めに償還したい場合は裏面【問い合わせ先】までご連絡ください。

振替口座の登録方法などは裏面をご覧ください

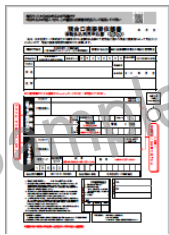
## 1. 銀行口座からの引き落としによる償還(口座振替)

下記 2 通りのいずれかから振替口座のご登録を進めてください。

- \* 口座振替の引落日は**毎月 23 日(休日の場合は翌営業日)**です。
- \* 資金不足等により引き落としができなかった場合は翌月の中旬頃に払込票が送付されますので、お近くのコンビニエンスストアにてお支払いください。

### ①預金口座振替依頼書に記入し提出する

- \* 以下 2 点の必要書類をご記入・ご用意のうえ、同封の返信用封筒にてご提出ください。
- \* お手続きには 1 か月～2 か月ほどかかります。(印鑑相違などの不備がある場合はさらにお時間がかかります)



① 預金口座振替依頼書



② 通帳やキャッシュカードのコピー

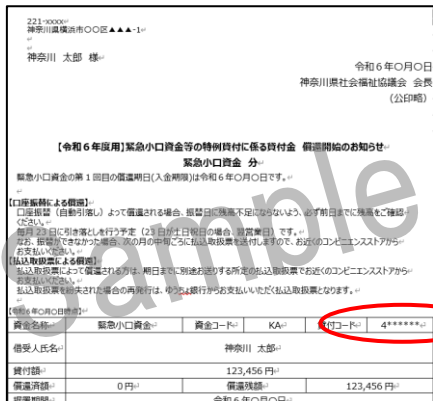
預金口座振替依頼書の記入方法  
がわからない場合はこちら



「記入例」  
預金口座振替依頼書

### ②WEB から登録する

- \* 下の QR コード、または同封の「預金口座振替依頼書」の右上に印字の QR コードよりアクセスしご登録を進めてください。(貸付コードの入力が必要です。お手元に「償還開始のお知らせ」をご用意ください。)
- \* QR コードが読み取れない場合は、「神奈川県社会福祉協議会」で検索のうえお手続きすることも可能です。



WEB 口座登録

神奈川県社会福祉協議会

検索

「償還開始のお知らせ」に印字されている **4 から始まる 7 桁の数字**があなたの貸付コードになります。  
入力に誤りがあると設定にお時間がかかりますので、  
正しく入力してください。

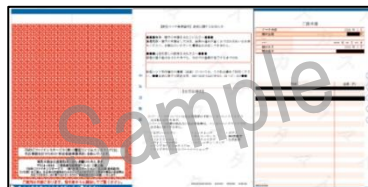
## 2. 払込取扱票による償還

- \* やむを得ない理由により振替口座登録の手続きが困難な方や、手続きが遅れてしまった方は、1 月上旬以降順次送付される払込取扱票(圧着はがきタイプ)をご利用のうえお近くのコンビニエンスストアにてご返済ください。
- \* 払込取扱票を紛失された場合の再発行は、ゆうちょ銀行にてご利用いただける払込取扱票となります。
- \* 途中で引き落とし(口座振替)に変更することも可能です。

オモテ



ウラ



【問い合わせ先】

神奈川県社会福祉協議会 生活福祉資金(特例貸付)償還担当

TEL:050-3033-5120( 受付時間 平日 8:30~20:00 )